

特定工事請負契約の作業報酬下限額について

本市発注工事請負、業務委託につきましては、日ごろからご協力をいただきまして、ありがとうございます。

平成27年2月24日に開催された「川崎市作業報酬審議会」において、作業報酬下限額（川崎市契約条例第7条第1項第1号に掲げる特定工事請負契約に従事する者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額）について、全会一致で決議され、同日、川崎市に答申されました。

本市では答申を踏まえ、特定工事請負契約の作業報酬下限額を次のとおり定めましたのでお知らせします。

川崎市契約条例では、条例で定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約を市と締結する者は、市が定める作業報酬下限額以上の賃金等を契約業務に従事する労働者が受け取ることができるようにしなければならないとされております。

なお、契約条例、契約規則等の詳細につきましては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」に掲載しておりますのでご覧ください。

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

1 今回の作業報酬下限額の対象となる契約

平成27年3月2日以降に契約を締結する 予定価格6億円以上の工事請負契約【特定工事請負契約】

2 作業報酬下限額

川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

別表のとおり（時給）

※ なお、平成27年度の川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（予定価格1,000万円以上の業務委託契約（警備のうち人的警備、駐車場管理、建物清掃等、屋外清掃、施設維持管理、電算関連業務のうちデータ入力）、及び指定管理業務）に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額については、既にお知らせしたとおり、910円（時給）となります。（平成27年4月1日から契約を締結する契約等に適用）

別紙: 特定工事請負契約の作業報酬下限額

平成27年3月2日以降に契約を締結する特定工事請負契約から適用する。

(単位:円)

| 職種 | 作業報酬下限額 |
|----------|---------|
| 特殊作業員 | 2,498 |
| 普通作業員 | 2,160 |
| 軽作業員 | 1,508 |
| 造園工 | 2,205 |
| 法面工 | 2,610 |
| とび工 | 2,768 |
| 石工 | 2,757 |
| ブロック工 | 2,588 |
| 電工 | 2,430 |
| 鉄筋工 | 2,633 |
| 鉄骨工 | 2,610 |
| 塗装工 | 2,858 |
| 溶接工(機械工) | 3,140 |
| 運転手(特殊) | 2,532 |
| 運転手(一般) | 2,160 |
| 潜かん工 | 2,993 |
| 潜かん世話役 | 3,545 |
| さく岩工 | 2,745 |
| トンネル特殊工 | 2,835 |
| トンネル作業員 | 2,453 |
| トンネル世話役 | 3,230 |
| 橋りょう特殊工 | 3,015 |
| 橋りょう塗装工 | 3,140 |
| 橋りょう世話役 | 3,398 |
| 土木一般世話役 | 2,667 |
| 高級船員 | 3,105 |
| 普通船員 | 2,442 |

| 職種 | 作業報酬下限額 |
|----------|---------|
| 潜水士 | 4,073 |
| 潜水連絡員 | 2,768 |
| 潜水送気員 | 2,735 |
| 山林砂防工 | 2,870 |
| 軌道工 | 4,445 |
| 型わく工 | 2,633 |
| 大工 | 2,700 |
| 左官 | 2,723 |
| 配管工 | 2,240 |
| はつり工 | 2,532 |
| 防水工 | 2,768 |
| 板金工 | 2,757 |
| タイル工 | 2,712 |
| サッシ工 | 2,555 |
| 内装工 | 2,835 |
| ガラス工 | 2,510 |
| 建具工 | 2,453 |
| ダクト工 | 2,228 |
| 保温工 | 2,330 |
| 設備機械工 | 2,375 |
| 交通誘導警備員A | 1,463 |
| 交通誘導警備員B | 1,272 |
| 電気通信技術者 | 3,173 |
| 電気通信技術員 | 2,138 |
| 機械設備製作工 | 2,565 |
| 機械設備据付工 | 2,273 |